

猶予の申請の手引き

静岡県・財務事務所

県税の猶予制度のあらまし

県税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかることに加え、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、県税を一時に納付することが困難であると認められる場合は、財務事務所に申請することにより、納税や財産の換価（売却）、差押えなどが猶予される制度があります。

① 徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって県税を一時に納付することができないと認められる場合や本来の期限から1年以上経過して納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することが困難であると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

② 換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて財産の換価（売却）や差押えが猶予される制度です。

猶予の効果

① 徴収の猶予が認められると…

- ・新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分をされることはありません。
- ・既に差押えを受けている財産がある場合には、財務事務所に申請することにより、その差押えの解除が認められる場合があります。
- ・徴収の猶予の期間中の延滞金は全部又は一部が免除されます。

② 換価の猶予が認められると…

- ・既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・差押えにより事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがあると認められる財産については、差押えが猶予（既に差押えを受けている財産の差押えは解除）される場合があります。
- ・換価の猶予の期間中の延滞金は一部が免除されます。

○ 社会保障・税番号制度の導入により、この制度に関して、財務事務所へ提出していただく申請書等について、法人については法人番号を記入していただく必要があります。

○ 県税は、税目によって管轄する財務事務所が異なる場合があります。管轄する財務事務所が異なる場合については、この制度に関する申請書等はそれぞれ管轄する財務事務所長あてに提出していただく必要があります。

詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。

手続きの流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 徴収の猶予 (⇒3 ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**徴収の猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経過して納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することが困難であると認められる場合は、その県税の納期限までに申請することにより、**徴収の猶予**を受けることができます。

② 換価の猶予 (⇒6 ページ)

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内の申請により、**換価の猶予**を受けることができます。

申請書等の作成・提出 (徴収の猶予の申請⇒4 ページ、換価の猶予の申請⇒6 ページ)

「徴収の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」に必要な書類を添付して、管轄の財務事務所に提出してください。

- 「徴収の猶予申請書」の書き方 …… 9 ページ
- 「換価の猶予申請書」の書き方 …… 17 ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …… 13 ページ
- 「担保提供(承諾)書」の書き方 …… 20 ページ

提出された申請書等の審査 (徴収の猶予の場合⇒4 ページ、換価の猶予の場合⇒7 ページ)

財務事務所では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の可否や、猶予を認める金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が認められた場合 (5、7 ページ)

猶予が認められた場合は、財務事務所から「猶予通知書」が送付されますので、その通知書に記載された猶予期間、分割納付計画によって納付してください。

猶予が認められない場合 (5、7 ページ)

一定の場合には、猶予が認められないことがあります。この場合には、財務事務所から「猶予を認めない旨の通知書」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し等 (5、8 ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合は、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 徴収の猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件

次の①から④の要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 次のいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
ア 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」といいます。）がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（※1）
イ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
ウ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
エ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（※2）
オ 納税者等に上記のアからエに類する事実があったこと（※3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者等がその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収の猶予申請書」が管轄の財務事務所に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※4）

- ※1 県税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者の納税の期限が延長されることがあります。詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。
- ※2 「事業につき、著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算においてその直前の1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。
- ※3 「上記アからエに類する事実」のうち、エ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- ※4 次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。
 - ・ 猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が100万円以下である場合
 - ・ 猶予を受けようとする期間が3か月以内である場合
 - ・ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒12ページ）がない場合など）がある場合
 - ・ 有価証券により納付（納入）の委託があった場合において、その履行が確実に認められ、担保を必要としない状態となった場合

2 本来の期限から1年以上経過した後納付すべき県税が確定した場合の徴収の猶予の要件

次の①から④の要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した県税（※1）があること
- ② 納税者等が①の県税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の県税の納期限（※2）までに「徴収の猶予申請書」が財務事務所に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる県税が該当します。
- ※2 例えば、修正申告書を提出する場合は、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要があります。
- ※3 担保についての取扱いは、災害により納付困難となった場合の猶予申請の場合（上記※4）と同様です。

3 猶予期間

徴収の猶予を受けることができる期間は、1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収の猶予を受けた県税について申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、財務事務所長が定めることがあります。

※ 徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する1か月前までに財務事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間を延長することがあります。

4 申請のための書類

徴収の猶予を申請する場合は、次の書類を財務事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収の猶予申請書」(書き方は、9～12ページ)
- 「財産収支状況書」(※1)(書き方は、13～16ページ)
- 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合は、**猶予該当事実があることを証する書類**(※1、2、3)

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供(承諾)書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出していただく必要があります。詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。

なお、担保を提供する必要がない場合(⇒3ページの※4)には、提出は不要です。

- ※1 申請内容と同様の徴収の猶予を税務署等他の行政機関から直近2か月程度以内に受けた場合、その猶予申請書類一式及び猶予許可通知書の写しを添付することにより、「財産収支状況書」及び猶予該当事実があることを証する書類の提出を省略できます。
- ※2 災害、病気等により納付困難となった場合(1の①のア、イ又はオ(ア又はイに類する事実に限ります。)に該当する場合)の徴収の猶予の申請に際して、これらの添付書類の提出が困難である場合は、財務事務所にご相談ください。
- ※3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。
- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 提出された申請書等の審査

財務事務所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の可否、猶予を認める金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、財務事務所から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日から20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

財務事務所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(猶予該当事実等の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について、質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

6 猶予が認められた場合

徴収の猶予が認められた場合には、「徴収の猶予通知書」が申請者に送付されますのでその通知書に記載された猶予期間内に、また、分割納付計画がある場合はその計画のとおり、猶予を受けた県税を納付してください。

なお、財務事務所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ猶予を認める場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により認める場合、③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により認める場合があります。これに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

7 猶予が認められない場合

次の①～④のいずれかに該当するときは徴収の猶予を認めないこととなります。この場合には、財務事務所から「猶予を認めない旨の通知書」が送付されます。なお、猶予が認められないことに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3ページの1の①～④）に該当しないとき
- ② 申請者について、強制換価手続（※1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に納付することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために財務事務所の職員が行った質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（※2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が認められないこととなった又は取り下げたものとみなされた後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒3ページの1の①のア～オ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などは除きます。）などが該当します。

8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収の猶予が認められた後に、次の①～⑥のいずれかに該当することとなったときは猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「7 猶予が認められない場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている県税を「徴収の猶予通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（※）
- ③ 財務事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税を滞納したとき
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が認められたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は、財務事務所へご相談ください。

II 換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥の要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に、「換価の猶予申請書」が財務事務所に提出されていること
- ⑤ 納付を困難とする金額があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 「事業の継続が困難となるおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお県税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。
また、「生活の維持が困難となるおそれがある」とは、県税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の資金が確保できなくなる場合をいいます。
- ※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者等が過去に滞納したことがないことや滞納した場合でも確実に分割納付を履行していたことなどを考慮した上で、納税者等がその県税を優先的に納付する意思を有していると認められることをいいます。
- ※3 次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。
- ・ 猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が100万円以下である場合
 - ・ 猶予を受けようとする期間が3か月以内である場合
 - ・ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒19ページ）がない場合など）がある場合
 - ・ 有価証券により納付（納入）の委託があった場合において、その履行が確実に認められ、担保を必要としない状態となった場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限られます。
なお、換価の猶予を受けた県税は、やむを得ない理由がある場合を除き、猶予期間中の各月に、分割納付をしてください。

- ※ 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する1か月前までに財務事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間を延長することがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予を申請する場合は、次の書類を財務事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」（書き方は、17～19ページ）
- 「財産収支状況書」（※）（書き方は、13～16ページ）

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出していただく必要があります。詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒1の※3）には、提出は不要です。

- ※ 申請内容と同様の換価の猶予を税務署等他の行政機関から直近2か月程度以内に受けた場合、その猶予申請書類一式及び猶予許可通知書の写しを添付することにより、「財産収支状況書」の提出を省略できます。

4 提出された申請書等の審査

財務事務所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の可否、猶予を認める金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、財務事務所から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日から20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

財務事務所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について、質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

5 猶予が認められた場合

換価の猶予が認められた場合には、「換価の猶予通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された猶予期間内に、また、分割納付計画のとおり、猶予を受けた県税を納付してください。

なお、財務事務所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ猶予を認める場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により認める場合、③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により認める場合があります。これに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

(注) 猶予が認められた場合であっても、督促状がまだ発送されていないときには、督促状が送付されますので、ご了承ください。

6 猶予が認められない場合

次の①～④のいずれかに該当するときは換価の猶予を認めないこととなります。この場合には、財務事務所から「猶予を認めない旨の通知書」が送付されます。なお、猶予が認められないことに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒6ページの1の①～⑥）に該当しないとき
- ② 申請者について、強制換価手続（※1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に納付することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために財務事務所の職員が行った質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（※2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が認められないこととなった又は取り下げたものとみなされた後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒3ページの1の①のア～オ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などは除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が認められた後に、次の①～⑥のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り、知事に審査請求をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 猶予が認められない場合」(⇒7ページ)の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている県税を「徴収の猶予通知書」により通知された分割納付計画のとおりには納付しないとき(※)
- ③ 財務事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税を滞納したとき
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が認められたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合は、財務事務所へご相談ください。

「徴収の猶予申請書」の書き方

「徴収の猶予申請書」に必要事項を記載し、「財産収支状況書」(⇒13ページ)を添付して提出してください。

提出する財務事務所を記載してください。

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び電話番号(携帯電話番号)を記載し、押印してください。※申請者が法人である場合は、その代表者の氏名及び法人番号を併せて記載してください。

徴収の猶予申請書									
静岡 財務事務所長 様								令和 3年 8月 21日	
申請者	住所又は所在地	〇〇市△△町×-×-×							
	氏名又は名称	県税工業株式会社 代表取締役 県税 一郎 印							
	法人番号	1234567890123	電話	(××××)××-××××					
1	地方税法第15条の2第1項の規定により(別紙書類を添え)徴収の猶予を申請します。								
猶予申請額		2	1,250,000円		猶予申請期間		3	令和3年9月1日 から 令和4年1月31日 まで	
納付(納入)すべき徴収金額	年度(月)分	税目 課税番号	納期限 督促状発付	税額 (円)	加算金額 (円)	延滞金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考	
	令和3年度 R2.9.1期確定	法人県民税 12345678	R3.8.31	52,500		法律による金額 要す	法律による金額		
	令和3年度 R2.9.1期確定	法人事業税・ 地方法人特別税 12345678	R3.8.31	1,447,500		"	"		
	以下余白								
	合計				1,500,000		法律による金額 要す	法律による金額	
納付(納入)の予定	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日		
	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)		
	R3.8.31	R3.9.30	R3.10.31	R3.11.30	R3.12.30	R4.1.31			
	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000			
※法律によつて納付(納入)すべき延滞金については、本税の納付(納入)が完了した後に納付(納入)する。						合計金額	1,500,000円		
4	申請の理由 集中豪雨により工場が浸水し、その復旧費用として200万円を支出した。 なお、保険金として30万円を受領している。								
5	種類 (保証人氏名)	土地			数量	1筆			
	所在 (保証人住所又は居所)	〇〇市△△町×-×-×			価額	300万円			
担保を提供することができない特別の事情									

申請書を提出する日を記載してください。

猶予申請期間の最終日と納付(納入)の予定の最終日は必ず同じ日となります。

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている県税のうち申請の対象となるものを記載します。延滞金については本税を納付していないものは「要す」と記載します。くわしくは、財務事務所にお問い合わせください。

「財産収支状況書」(⇒13ページ)の「3 今後の平均的な収入及び支出の見込み(月額)」の「③ 納付可能基準額」を基に納付(納入)の予定を記載します。納付(納入)すべき徴収金額の合計額と納付(納入)の予定の合計額が一致するように記載します。

徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合で、かつ猶予申請期間が3月を超える場合に、提供しようとする担保について、記載します。

1 「地方税法第___条___第___項の規定により(別紙書類を添え)徴収の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予	ア 納税者等がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと イ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと ウ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと エ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと オ 納税者等に上記のアからエに類する事実があったこと	地方税法第15条の2第1項
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合の徴収の猶予	納付し、又は納入すべき県税を一時に納付し、又は納入することができない理由があること	地方税法第15条の2第2項
【参考】 軽油引取税の徴収猶予(※)	軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかったことにより、軽油引取税の全部又は一部を納入することができないこと	地方税法第144条の29第1項

※ 軽油引取税の徴収猶予についての詳細は、財務事務所にお問い合わせください。

2 「猶予申請額」欄

「納付(納入)すべき徴収金額」の合計額から「財産収支状況書」(⇒13ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより、納税者等が支出し、又は損失を受けた金額(※)が猶予の認められる限度額となります。

※ 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

1,500,000円 (納付すべき県税の合計額)	－	300,000円 (現在納付可能資金額)	=	1,200,000円 (①) (納付を困難とする金額)
2,000,000円 (災害復旧に要した費用)	－	300,000円 (受領した保険金)	=	1,700,000円 (②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
1,200,000円 (①) (納付を困難とする金額)	<	1,700,000円 (②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)	⇒	<u>1,200,000円</u> (この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」①と「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」②を比較し、いずれか少ない方の金額を猶予を受けようとする金額として記載します。

3 「猶予申請期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(※)及び「納付(納入)の予定の最終日」を記載します。

- ※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合には、それぞれの日となります。
- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税の納期限以前である場合は、その納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
 - ・ 災害等のやむを得ない理由により申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

4 「申請の理由」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合の徴収の猶予の申請をする場合には、特に記載する必要はありません。ただし、やむを得ない理由(※)により猶予を受けようとする県税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載してください。

- ※ この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする県税を納付すべきことを知ったときから徴収の猶予申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(概ね1か月程度)内に徴収の猶予申請書が提出されたことその他納税者等の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「申請の理由」欄の記載
震災・風水害等	令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、復旧して営業を再開するまで10日間を要し、その間の売上利益に相当する50万円が損失となっている。
病気・負傷	令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として合計90万円を支払った。 なお、保険金として25万円を受領している。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことなどにより、令和〇年1月から9月までの売上が前年比60%減となるなど業績が悪化したため、令和〇年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。 これに伴い、在庫品を原価割れで売却したことによる損失が50万円となっている。また、従業員3人に対し、退職金として90万円を支払っている。
事業上の著しい損失	令和〇年3月期は250万円の利益を上げたが、令和〇年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったことなどにより、令和△年3月期は150万円の損失となった。 〇年3月期の利益250万円の1/2の金額125万円を超える金額25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

5 「提供しようとする担保」欄

この欄には、担保として提供する財産の種類、数量、所在及び価額を記載します。
猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受けようとする金額(未確定の延滞金は含みません。)が100万円以下である
- ② 猶予を受けようとする期間が3か月以内である
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある(地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産(⇒下の囲み)がないなど)
- ④ 有価証券により納付(納入)の委託があった場合において、その履行が確実に認められ、担保を必要としない状態となった

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

提供しようとする担保	種類	土地及び家屋	数量	1筆、1棟
	所在	〇〇市△△町×××番	価額	1,000万円
	担保を提供することができない特別の事情		—	

(注) 不動産の登記簿謄本を添付書類として提出してください。

(保証人の保証を担保として提供する場合)

提供しようとする担保	保証人氏名	県税 一郎	数量	—
	保証人住所又は居所	〇〇市△△町×—×—×	価額	—
	担保を提供することができない特別の事情		—	

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

提供しようとする担保	種類	—	数量	—
	所在	—	価額	—
	担保を提供することができない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないため		

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次の①から⑥までです。この中からなるべく処分が容易なもので、価格の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債その他の有価証券で、財務事務所長が確実に認めるもの
- ③ 土地
- ④ 建物、立木、船舶、航空機、自動車、及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 財務事務所長が確実に認める保証人の保証

「財産収支状況書」の書き方

ここでは、申請書に添付して提出していただく「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。

財産収支状況書

令和 3年 8月 21日

申請書を提出する日を記載してください。

1 住所・氏名等

住所又は所在地	〇〇市△△町×-×-×	氏名又は名称	県税工業株式会社 代表取締役 県税一郎
		連絡先電話番号	XXX-XXXX-XXXX

2 現在納付可能金額

現金及び預貯金等	種類	預貯金等の額 円	納付可能金額 円	納付に充てられない事情
1 現金		200,000	200,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
〇〇銀行△△支店	普通	80,000	0	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
××信金△△支店	当座	150,000	0	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
上場株式100株	-	100,000	100,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
現在納付可能資金額			300,000	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込み(月額)

区分	見込金額
収入	
売上、給与、報酬	2,600,000円
その他()	円
① 収入合計	2,600,000円
支出	
仕入	750,000円
給与、役員給与	680,000円
家賃等	70,000円
諸経費	100,000円
借入返済	250,000円
国税等納付額	500,000円
	円
生活費(扶養親族 人)	円
② 支出合計	2,350,000円
③ 納付可能基準額(①-②)	250,000円

4 直前1年間における各月の収支状況

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)
2年 8月	2,600,000円	2,200,000円	400,000円
2年 9月	2,400,000円	2,150,000円	250,000円
2年 10月	2,550,000円	1,950,000円	600,000円
2年 11月	2,500,000円	2,100,000円	400,000円
2年 12月	3,000,000円	3,200,000円	△ 200,000円
3年 1月	2,400,000円	2,100,000円	300,000円
3年 2月	2,200,000円	2,000,000円	200,000円
3年 3月	2,750,000円	2,200,000円	550,000円
3年 4月	2,650,000円	2,400,000円	250,000円
3年 5月	2,650,000円	2,400,000円	250,000円
3年 6月	2,800,000円	2,500,000円	300,000円
3年 7月	2,700,000円	3,000,000円	△ 300,000円

【備考】(生活費の内訳、臨時的収支の内容等)

この金額は納付(納入)の予定の納付額の基準となります。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額と異なる金額を納付する場合は、「【備考】」欄に臨時的な収入又は支出の内容、時期、金額等を記載してください。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称及び住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A産業株式会社(〇〇市△△町1-2-3)	500,000円	令和3・8・31	売掛金	振込み
有限会社B工務店(〇〇市××町4-5-6)	180,000円	令和3・9・10	売掛金	小切手
株式会社XYZ(▽▽市凸凹町7-8-9)	100,000円	令和3・12・31	貸付金	現金

(2) その他の財産の状況

不動産等	工場用地(〇〇市△△町×-×-×)	国債・株式等	△△株式会社(関連会社)未上場株式1株
車両	業務用車両1台(静岡333み〇〇〇〇)	その他(保険等)	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇リース株式会社	800,000円	50,000円	令和7年3月	可(☑)	
××信金△△支店	10,000,000円	200,000円	令和12年10月	可(☑)	工場用地(〇〇市△△町×-×-×)

(注1)各欄に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に記載して提出してください。

(注2)申請内容と同様の猶予を税務署等他の行政機関から直近2か月程度以内に受けた場合、その猶予申請書類一式及び猶予許可通知書の写しを添付することにより、「財産収支状況書」の提出を省略できます。

1 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

- ① 「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称及び数量を記載します。
- ② 「種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の、手持ち現金の金額及び預貯金等の残高を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情があるものについて、当てはまる事情にチェックします（を塗りつぶす）。
「 運転資金」には、申請書を提出する日から1か月間(以下「計算期間」といいます。)の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックします。
「 生活費」には、納税者等が個人である場合で、計算期間に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックします。
「 その他」にチェックした場合は、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

※ 納税者等の収入などの状況により、計算期間を超える期間の運転資金又は生活費に充てるために資金手当てをしておかなければ、事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も考慮して、納付可能金額を計算してください。

- ⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
この金額は、直ちに納付に充てることができると考えられますので、できるだけ速やかに（納期限前の申請の場合は納期限までに）納付してください。
なお、納付がない場合には、猶予が認められないことがありますので、ご注意ください。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額」を基に、申請書の「納付（納入）の予定」における金額を記載してください。

(1) 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

納税者等が個人の場合は、給与収入や年金（2か月ごとに支給される場合は1/2）の額を記載します。

(2) 「支出」欄

① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、国税等納付額その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られますので、例えば、次のようなものは認められません。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出

② 生活費（納税者等が個人の場合のみ）

納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又は、Bのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の中に、生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を計算した金額から差し引きます。

- A 納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、a 納税者本人につき100,000円、b 生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、c 手取り額(※)からa及びbを差し引いた金額の20/100に相当する金額(又はa及びbの合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない額)の合計額(以下「基準額」といいます。)
- なお、納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合は、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※ 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書の青色申告特別控除前の所得金額の計算期間における金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書の専従者控除前の所得金額の計算期間における金額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

- B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額
- なお、生活費の内訳について、【備考】欄に記載してください。

《【備考】欄の記載例1》

臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額と異なる金額を納付する場合は、「【備考】」欄に臨時的な収入又は支出の内容、時期、金額等を記載してください。

従業員への賞与支給による支出(時期：令和○年12月 金額：300,000円)

貸付金の回収による収入(時期：令和○年12月 金額：100,000円)

《【備考】欄の記載例2》

生活費の算出について、上記Bの方式による場合は、「【備考】」欄にその内訳を具体的に記載してください。

食費 30,000円、家賃 50,000円、水道光熱費 30,000円、携帯電話代 10,000円、
医療費 5,000円、保険料 15,000円、その他 10,000円
合計 150,000円

3 「4 直近1年間における各月の収支状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額①－②」を記載します。「③差額①－②」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「△」を付けます。

なお、法人又は個人事業者で、月次決算(毎月の収支決算)を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

4 「5 財産等の状況」欄

(1) 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

- ① 「売掛先等の名称及び住所」欄は、最初に名称を記載し、続けて住所を（ ）書きで記載します。
- ② 「種類」欄には売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ③ 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

(2) 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。また、「その他(保険等)」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることのできるものとして、「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

(3) 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入期間、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

- ① 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- ② 「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- ③ 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合には「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- ④ 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「換価の猶予申請書」の書き方

「換価の猶予申請書」に必要事項を記載し、「財産収支状況書」(⇒13ページ)を添付して提出してください。

提出する財務事務所を記載してください。

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び電話番号(携帯電話番号)を記載し、押印してください。※申請者が法人である場合は、その代表者の氏名及び法人番号を併せて記載してください。

換価の猶予申請書									
静岡 財務事務所長 様						令和 3年 9月21日			
申請者	住所又は所在地	〇〇市△△町×-×-×							
	氏名又は名称	県税工業株式会社 代表取締役 県税 一郎 印							
	法人番号	1234567890123	電話	(××××)××-××××					
地方税法第15条の6の2第1項の規定により(別紙書類を添え)換価の猶予を申請します。									
猶予申請額	1	1,300,000円		猶予申請期間	2	令和3年9月21日 から 令和4年1月31日 まで			
納付(納入)すべき徴収金額	年度 期(月)分	税目 課税番号	納期限 督促状発付	税額 (円)	加算金額 (円)	延滞金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考	
	令和3年度 R2.4.1期確定	法人県民税 12345678	R3.5.31 R3.6.20	752,000		法律による金額 要す	法律による金額		
	令和3年度 R2.4.1期確定	法人事業税・ 地方法人特別税 12345678	R3.5.31 R3.6.20	1,248,000		" 要す	"		
	以下余白								
	合計				2,000,000		法律による金額 要す	法律による金額	
納付(納入)の予定	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日	予定日		
	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)	予定額(円)		
	R3.9.21	R3.10.31	R3.11.30	R3.12.30	R4.1.31				
	700,000	300,000	600,000	100,000	300,000				
※法律によって納付(納入)すべき延滞金については、本税の納付(納入)が完了した後に納付(納入)する。						合計金額	2,000,000円		
申請の理由	3 株式会社A自動車からの下請けで自動車部品の製造を行っているが、単価の引下げ等により、売上は前年度に比べ65%にまで落ち込んでおり、仕入先であるB商事株式会社への支払も遅れがちである。株式会社A自動車からの入金をすべて県税の納付に充てた場合には、今後原材料の仕入れができなくなり、事業の継続が困難である。								
提供しようとする担保	種類 (保証人氏名)	県税 二郎			数量	-			
	所在 (保証人住所又は居所)	〇〇市□□町×-×-×			価額	-			
	担保を提供することができない特別の事情								

申請書を提出する日を記載してください。

猶予申請期間の最終日と納付(納入)の予定の最終日は必ず同じ日となります。

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている県税のうち申請の対象となるものを記載します。延滞金については本税を納付していないものは「要す」と記載します。くわしくは、財務事務所にお問い合わせください。

「財産収支状況書」(⇒13ページ)の「3 今後の平均的な収入及び支出の見込み(月額)」の「③納付可能基準額」を基に納付(納入)の予定を記載します。納付(納入)すべき徴収金額の合計額と納付(納入)の予定の合計額が一致するように記載します。

換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合で、かつ猶予申請期間が3月を超える場合に、提供しようとする担保について、記載します。

1 「猶予申請額」欄

「納付(納入)すべき徴収金額」の合計額から「財産収支状況書」(⇒13ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

2 「猶予申請期間」欄

この欄には、「申請書を提出する日」及び「納付(納入)の予定の最終日」を記載します。

3 「申請の理由」欄

この欄には、県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先であったC商店の事業縮小のため取引量が減少し、資金繰りが急速に悪化した。このため、事業に係る経費や生活費を節約することにより、燃料費等の事業資金をなんとか捻出している状況である。
 今月の入金額をすべて県税の納付に充てた場合は、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、事業及び生活の維持が困難となる。

4 「提供しようとする担保」欄

この欄には、担保として提供する財産の種類、数量、所在及び価額を記載します。

猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受けようとする金額(未確定の延滞金は含みません。)が100万円以下である
- ② 猶予を受けようとする期間が3か月以内である
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある(地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産(⇒19ページ)がないなど)
- ④ 有価証券により納付(納入)の委託があった場合において、その履行が確実と認められ、担保を必要としない状態となった

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

提供しようとする担保	種類	土地及び家屋	数量	1筆、1棟
	所在	〇〇市△△町×××番	価額	1,000万円
	担保を提供することができない特別の事情		—	

(注) 不動産の登記簿謄本を添付書類として提出してください。

(保証人の保証を担保として提供する場合)

提供しようとする担保	保証人氏名	県税 一郎	数量	—
	保証人住所又は居所	〇〇市△△町×-×-×	価額	—
	担保を提供することができない特別の事情		—	

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

提供しようとする担保	種類	—	数量	—
	所在	—	価額	—
	担保を提供することができない特別の事情		担保として提供できる種類の財産を所有していないため	

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次の①から⑥までです。この中からなるべく処分が容易なもので、価格の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債その他の有価証券で、財務事務所長が确实と認めるもの
- ③ 土地
- ④ 建物、立木、船舶、航空機、自動車、及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 財務事務所長が确实と認める保証人の保証

「担保提供(承諾)書」の書き方

担保を提供する必要がある場合に、「担保提供(承諾)書」に必要事項を記載し、提出してください。

担保提供(承諾)書									
令和 3年 9月 21日									
静岡県静岡財務事務所長 様									
納税者 又は 特別徴収 義務者	住所 (所在地)	〇〇市△△町×-×-×							
	氏名 (名称)	県税工業株式会社	電話番号	(XXXX) XX-XXXX					
所有者 1	住所 (所在地)	〇〇市△△町×-×-×							
	氏名 (名称)	県税工業株式会社 代表取締役 県税一郎			電話番号	(XXXX) XX-XXXX			
次の徴収金について、換価の猶予を受けるために、地方税法第16条 第1項の規定により次の担保を提供します。									
2	年度 期(月)分	税目 課税番号	納期限 督促状発付	税額 (円)	加算金額 (円)	延滞金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考	
	令和3年度 R2.4.1期確定	法人県民税 12345678	R3.5.31 R3.6.20	752,000		法律による金額 要す	法律による金額		
	令和3年度 R2.4.1期確定	法人事業税・地方法人特別税 12345678	R3.5.31 R3.6.20	1,248,000		要す	〃		
	以下余白					〃	〃		
						〃	〃		
						〃	〃		
合計				2,000,000					
猶予金額		1,300,000円	猶予期間	令和3年9月21日から令和4年1月31日まで					
被担保金額		1,300,000円			確定期日	年 月 日			
担保									
3	担保の 種類・ 表示	不動産(土地及び建物)							
		(土地の表示)							
		所在地	〇〇市△△町						
		地番	××××番地						
		地目	宅地						
		地積	300.00㎡						
		(家屋の表示)							
		所在地	〇〇市△△町××××番地						
		家屋番号	××××番						
		構造	木造瓦葺2階建						
		床面積	1階 100.00㎡ 2階 50.00㎡						
添付書類 4	1	登記原因証明情報兼抵当権設定登記承諾書							
	2	印鑑証明書							

申請書を提出する日を記載してください。

提供しようとする担保の所有者が署名押印してください。

猶予申請書に記載した内容をここに転記してください。

「被担保金額」欄には、猶予金額と同じ額を記載してください。なお、「確定期日」欄は記載不要です。

提供しようとする担保の内容を記載してください。

1 「所有者」欄

提供しようとする担保の所有者が署名し、印鑑登録済の印を押印します。

2 「担保にかかる徴収金」「猶予金額」「猶予期間」欄

この欄には、「徴収の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」の内容を転記します。

3 「担保の種類・表示」欄

この欄には、提供しようとする担保の内容を具体的に記載します。

不動産等に抵当権を設定する場合は、登記(登録)簿上の表示を記載してください。

提供しようとする担保が、国債、地方債、社債、その他の有価証券等又は金銭である場合は、その内容を具体的に記載してください。

4 添付書類

提供しようとする担保の種類に応じて、必要となる添付資料が異なります。

(1) 不動産等に抵当権を設定する場合

- ① 登記原因証明情報兼抵当権設定登記承諾書
- ② 印鑑証明書
- ③ 担保提供(承諾)書謄本(提供しようとする担保が登録自動車である場合)

(2) 提供しようとする担保が、国債、地方債、社債、その他の有価証券等又は金銭である場合

- ① 供託書正本(振替株式等を除く)
- ② 担保振替に関する受入(差入)完了通知(振替株式等)
- ③ 印鑑証明書(提供しようとする担保の所有者が納税者又は特別徴収義務者以外の者である場合)

(注) 提供しようとする担保が保証人の保証である場合は、「担保提供(承諾)書」ではなく、「保証書」を提出していただきます。
詳しくは、財務事務所にお問い合わせください。